

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

飯田市（以下「甲」という。）及び天龍村（以下「乙」という。）は、甲及び乙が平成21年7月14日に締結した定住自立圏の形成に関する協定について、次のとおりその一部を変更する協定を締結する。

定住自立圏の形成に関する協定書（平成21年7月14日締結）の一部を次のように変更する。

第3条第2号ア(イ) a (b) 中「地域コミュニティサイト」を「地域コミュニティサイト及びケーブルテレビによるデータ放送を配信するシステム（以下「データ放送システム」という。）」に改め、同(イ) b を次のように改める。

b 甲の役割

(a) 乙と共有することができるメール配信システム及び地域コミュニティサイトを構築し、及び運営する。

(b) 乙と共有することができるデータ放送システムの構築について共同で研究する。

第3条第2号ア(イ) c 中「活用する」を「活用するとともに、甲と共有することができるデータ放送システムの構築について共同で研究する」に改める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和7年3月14日

飯田市大久保町2534番地
甲 飯田市
飯田市長 佐藤 健 

下伊那郡天龍村平岡878番地
乙 天龍村
天龍村長 永嶺 誠 

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

飯田市（以下「甲」という。）及び泰阜村（以下「乙」という。）は、甲及び乙が平成21年7月14日に締結した定住自立圏の形成に関する協定について、次のとおりその一部を変更する協定を締結する。

定住自立圏の形成に関する協定書（平成21年7月14日締結）の一部を次のように変更する。

第3条第2号ア(イ) a (b) 中「地域コミュニティサイト」を「地域コミュニティサイト及びケーブルテレビによるデータ放送を配信するシステム（以下「データ放送システム」という。）」に改め、同(イ) b を次のように改める。

b 甲の役割

(a) 乙と共有することができるメール配信システム及び地域コミュニティサイトを構築し、及び運営する。

(b) 乙と共有することができるデータ放送システムの構築について共同で研究する。

第3条第2号ア(イ) c 中「活用する」を「活用するとともに、甲と共有することができるデータ放送システムの構築について共同で研究する」に改める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和7年3月14日

飯田市大久保町2534番地
甲 飯田市
飯田市長 佐藤 健



下伊那郡泰阜村3236番地1
乙 泰阜村
泰阜村長 横前 明

